

里帰り出産(県外で健康診査を受診)等により健康診査費用を 全額自己負担される方へ

★1か月児健康診査費用の一部助成が始まりました★

小山市では、令和6年4月1日より、産後1か月頃のお子様の健康診査費用の助成を行っております。

里帰り出産等により小山市が委託していない医療機関でお子様の健康診査を受診された保護者の方や、その他の理由で受診票を提示できずに受診される方は、一度健康診査費用を全額自己負担していただき、後ほど小山市へ「小山市1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書」をご提出いただくことで、一部助成が受けられます(償還払い)。

該当する方は、申請書兼請求書に下記ご案内の必要書類を添えてご提出ください。

<申請について>

申請対象：令和6年4月1日以降に1か月児健康診査を受けた児の保護者で、
健康診査日において小山市内に住所を有する方。

助成金額：1か月児健康診査の診査費用で、お子様1人につき上限5,000円

提出期限：健康診査日から1年以内

提出方法：郵送または市窓口へ提出（代理人の申請可）

<提出時に必要なもの>

- ① 1か月児健康診査に係る医療機関の領収書・診療明細等健診料がわかるもの
- ② 1か月児健康診査受診票
- ③ 親子（母子）健康手帳の「1か月児健康診査」のページの写し
- ④ 振込先のわかるもの(通帳・カード等)の写し

<お支払いまでの流れ>

助成金の交付が決定された方には、後日「小山市1か月児健康診査助成金交付決定通知書助成金交付決定通知書」を郵送いたします。交付決定額（助成額）等をご確認ください。

申請からお振込みまでに約2か月かかります。あらかじめご了承ください。

<窓口・問い合わせ先>

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市子育て家庭支援課こども家庭センター母子健康係（小山市役所本庁舎3階）

TEL 0285-22-9525 FAX 0825-22-9670